

トピックス

保険委員会 令和6年3月

<介護報酬改定のまとめ>

令和6年度介護報酬改定説明会 令和6年3月16日

講師：厚生労働省老健局 老人保健課 高齢者リハビリテーション推進官 上田貴代先生

※訪問リハ・通所リハとも令和6年6月1日～

【通所・訪問リハビリテーション共通事項】

1. 退院後の介護保険によるリハビリテーションをスムーズに行う

①入院中のリハビリ実施計画書受け取りの義務化

②退院前カンファレンスに介護保険事業所のリハスタッフが参加し、共同指導を行う

→**退院時共同指導加算 600 単位/回 (新設)**

③現行のリハマネ加算の見直し

→現行リハマネ A・B を **リハマネ (イ) (ロ)** に変更

訪問リハ：リハマネ (イ) 180 単位、リハマネ (ロ) 213 単位

通所リハ：リハマネ (イ) 6 か月以内 560 単位、6 か月超 240 単位

リハマネ (ロ) 6 か月以内 593 単位、6 か月超 273 単位

※リハマネ加算全てにおいて医師が説明し、同意を得た場合には **+270 単位**

④ケアプラン作成に係る主治医の明確化

→入院中の医師の意見を踏まえて居宅サービス計画を作成することが望ましい

⑤予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価

・利用開始から 12 か月経過した後への減算の拡大

→**要件を満たせば、減算なし、満たさない場合は減算増**

※必要条件：3 ヶ月に 1 度リハ会議を実施し、リハ計画書を見直し、厚生労働省に提出

・事業所評価加算の廃止

【通所リハビリテーションのみ】

1. 通所リハビリテーション事業所規模別基本報酬の見直し

現行 3 段階のものを 2 段階に変更

→利用延べ人数だけでなく、リハマネ加算を算定している利用者 80%以上、リハ専門スタッフの配置が 10 : 1

2. リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取り組みの推進

リハ・口腔・栄養の情報を一体化に共有し、計画書の内容に取り込む

→**リハビリテーションマネジメント加算 (ハ) (新設) 793 単位 (6 か月内) 473 単位 (6 か月超)**

3. 入浴介助加算（Ⅱ）の見直し
4. 予防サービスにおける運動器機能向上加算の基本報酬への包括化
→栄養改善・口腔機能向上サービスを実施（2回以上/月）すれば
一体的サービス加算 480 単位（新設）
5. 障害福祉サービスとの連携強化
通所リハビリテーション事業所で共生型自立訓練（機能訓練）の提供が可能となる

【訪問リハビリテーション】

1. 訪問リハビリテーションにおける集中的な認知症リハビリテーションの推進
生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施
→**認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240 単位/日（新設）**
※退院日又は開始日から3か月間、1週に2日に限る
2. 診療未実施減算について
 - ①退院直後の診療未実施減算の免除
→退院後1か月に限り入院中の医師の情報提供のもと実施可能
 - ②事業所医師がやむを得ず診療を行わなかった場合でも別の医療機関の計画的医学的管理を行う医師（適切な研修の修了者）が情報提供をし、共同して計画を作成し、リハ指示を出せば実施可能
→257 単位（50 単位減算）
3. 病院、診療所だけでなく、介護老人保健施設、介護医療院においてもみなし指定可能となる

【介護老人保健施設】

1. 在宅復帰・在宅療養支援等指標について基準の引き上げ
2. 短期集中・認知症リハビリテーション実施加算の見直し
 - ① **短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）258 単位（新設）**
1回以上ADL等の評価を行い、その結果を厚生労働省に提出し、必要に応じリハ計画書を見直す
 - ②現行の短期集中リハビリテーション実施加算 240 単位
→**短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）200 単位と減算**
 - ③**認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）240 単位（新設）**
退所後に生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハ計画書を作成する
 - ④現行の認知症短期集中リハビリテーション実施加算 240 単位
→**認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）120 単位と減算**

【介護老人保健施設・介護医療院・介護老人福祉施設・地域密着型老人福祉施設入所者生活介護】

1. リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取り組みの推進
 - ①リハ・口腔・栄養の情報を一体化に共有し、計画書の内容に取り込む
老人保健施設：リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）53 単位/月（新設）
介護医療院：PT/OT/ST とも 20 単位/月（新設）
介護老人福祉施設・地域密着型老人福祉施設入所者生活介護：個別機能訓練加算（Ⅲ）20 単位（新設）

今回の改定で訪問リハビリテーションにおける認知症短期集中リハビリテーション実施加算が算定できることとなり、OT としては、新たな関わりとなっていくと思われます。認知症サポート医とともに認知症の方が、生活機能を維持しながら地域で生活できるよう支援していきたいと思ひます。

※詳細は厚労省の HP (<http://www.mhlw.go.jp>) をご参照ください